

(Ⅲ) 食品の安全性の向上等

食品の安全性を向上させるためには、食品の生産から消費にわたる段階において、科学的根拠に基づいたリスク管理措置を適切に実施することが必要である。

このため、有害化学物質や有害微生物といった危害要因に関する汚染実態を把握するとともに、独立行政法人や都道府県等の試験研究機関で開発された危害要因の低減技術等について生産現場における実行可能性や有効性の検証を行い、その結果を踏まえ、安全性向上のための指針や実施規範の策定・普及を推進する。

1 農産物の安全性の向上

(1) 農産物の安全の確保における工程管理の推進

農産物の生産段階で農産物を汚染する危害要因（重金属、かび毒、病原微生物、残留農薬等）に起因するリスクを低減し、食品の安全性向上を図るためには、生産から消費にわたって必要かつ適切な措置を取ることが有効である。

このため、農林水産省は、危害要因に関する汚染実態調査や、リスク低減技術の開発・実証等を行うとともに、これらの結果をもとにリスク低減のための対策をまとめた指針やマニュアルを作成している。

都道府県、生産者団体等は、地域の実状に合わせて、これらの指針やマニュアルのリスク低減技術が各産地で取り組まれている農業生産工程管理（GAP）の点検項目に取り入れられるようにするなど、リスクの低減に向けて積極的に取り組むことが必要である。

<関連情報>

農林水産省HP「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/kabidoku/index.html)

農林水産省HP「水稻のカドミウム吸収抑制のための対策技術マニュアル」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_cd/taisaku/pdf/d_3.pdf)

農林水産省HP「ダイズのカドミウム吸収抑制のための技術確立マニュアル」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_cd/taisaku/pdf/d_4.pdf)

(2) 有害物質等のリスク管理の徹底

ア 厚生労働省において食品衛生法に基づく米中のカドミウムの基準値を引き下げる方針が決定されていることから、各産地においては、行政機関、普及指導センター、試験研究機関及び生産者団体等の関係者が連携しつつ、以下の手順により、米を中心に、農作物に含まれるカドミウム濃度の低減対策を適切に実施する。

- ① 過去のカドミウム汚染の有無や、これまでに行われた米等の農作物や農地に含まれるカドミウム濃度の実態調査結果等、リスク管理を検討する際に必要となる情報を収集するとともに、必要に応じて新たに地域の米等や農地中のカドミウム濃度に

ついて実態調査を行う。

- ② この結果、過去のカドミウム汚染の事実や、米や農地中のカドミウム濃度が高いことが確認された地域及びその周辺では、「水稻のカドミウム吸収抑制のための対策技術マニュアル」（平成17年3月農林水産省・(独)農業環境技術研究所）も活用し、水稻の湛水管理の徹底や土壌酸度の矯正など適切なカドミウム吸収抑制対策を実施するとともに、その効果を確認する。
- ③ 吸収抑制対策のみでは米中のカドミウム濃度の十分な低減が困難な地域や、米のカドミウム濃度が非常に高い地域では、「植物による土壌のカドミウム浄化技術確立実証事業実施の手引き」（平成20年9月農林水産省・(独)農業環境技術研究所）も活用し、植物浄化技術や客土等の農地浄化技術に取り組む。また、野菜等の米以外の農産物についても、必要な品目についてカドミウム含有実態を把握し、将来、リスク管理を検討する際に必要となる基礎データを収集する。

イ かび・かび毒対策

農産物にかびが付着し増殖すると、品質低下を招くばかりでなく、かびの種類によっては、それが産生するかび毒による汚染がおこる可能性がある。このため、生産・貯蔵段階において、かびの付着や増殖を低減・防止することが重要である。

(ア) 生産段階

麦類の赤かび病の病原菌が産生するデオキシニバレノール・ニバレノールについては、「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」（平成20年12月策定）に基づく赤かび病の適期防除、赤かび病被害粒の選別等の取組について、産地の実情に応じて、栽培基準、栽培マニュアル、防除指針等に位置付けるとともに、各産地で取り組まれている農業生産工程管理（GAP）の点検項目に追加する等により、汚染低減のための取組の実施を徹底する。

また、りんごの青かび病の病原菌が産生するパツリンによる汚染を防止するため、傷果の発生防止のための丁寧な収穫・出荷、選果段階における腐敗果の選別等の徹底、台風等の落果により土壌に触れた果実は原則として果汁原料用へ利用しないこと等を徹底する。

(イ) 貯蔵段階

米麦の貯蔵段階におけるかびの付着や増殖を低減・防止するため、基本的な取組として、収穫後速やかに規格水分（玄米15.0%、小麦12.5%、大麦13.0%等）まで乾燥させるとともに、貯蔵中は温湿度を管理し、結露や水漏れの防止、施設・設備の清掃等を徹底する。

ウ 野菜の硝酸塩対策

野菜中の硝酸塩の対策については、作物体中の硝酸塩をできる限り低減するために、過剰な施肥を避け、適切な施肥管理を徹底する。また、遮光や高温等の栽培条件も硝酸塩濃度の増大の要因となる可能性があるため、必要に応じて都道府県等において収穫前の低温管理や硝酸塩を蓄積しにくい品種の選定等の低減化技術の実証・評価を実施する。

< 関連情報 >

農林水産省HP「個別危害要因への対応」

(http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/kobetsu.html)

(3) 農業生産資材の適正な使用・管理の徹底等

ア 農薬

(ア) 農薬の適正使用の徹底

農薬の使用に当たっては、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号）及び「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長連名通知）等に基づき、適正使用の指導に取り組んできたところである。

しかしながら、依然として、農薬ラベルの確認の不徹底等による適用作物や使用時期の誤認や防除器具の洗浄不足による使用残農薬の誤用等、不適切な使用により残留農薬基準値を超過する事例が見られる。このため、引き続き、農薬ラベルに表示された使用方法の十分な確認、農薬使用状況の的確な記帳の指導を徹底するとともに、それぞれの使用実態に即したきめ細やかな指導を徹底する。

また、農地と住宅地の近接化により、農薬の飛散等による周辺住民とのトラブルが頻発している。このため、住宅地等の周辺ほ場における農薬使用者等に対しては、「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）の周知を徹底し、農薬の飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう指導するとともに、事前周知の実施等により周辺住民に対して配慮するよう引き続き指導を徹底する。

さらに、土壌くん蒸剤であるクロルピクリン剤を使用した後、ビニール等で被覆しなかったために薬剤が揮散したことによる中毒事故が毎年発生している。このため、土壌くん蒸剤を使用する農薬使用者等に対しては、「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（平成18年11月30日付け18消安第8846号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、土壌くん蒸剤の取扱いについて、農薬ラベルに表示された使用上の注意事項を遵守し、周辺に影響を与えないよう風向きなどにも十分注意するとともに、被覆を完全に行う等揮散防止措置をとるよう指導を強化する。

また、花粉交配用みつばちの減少に対して、農薬も原因の一つと考えられていることから、みつばちへの農薬の暴露を防ぐ必要がある。このため、養蜂が行われている地域の農薬使用者に対し、農薬ラベルに表示された使用上の注意事項を遵守するとともに、農薬散布の際に養蜂家との緊密な連携を行う等十分な危害防止対策を講ずるよう指導を徹底する。

一方、農薬登録を受けることなく、チラシ等、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜している資材もしくは成分上農薬に

該当し得る資材については、安全性や含有成分が確認されていない。生産現場においては、このような資材を使用しないよう、リーフレット等を用いて引き続き指導を徹底する。また、このような資材については、「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」（平成19年11月22日付け19消安第10394号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、監視体制の強化を図り、製造者、販売者等への指導を徹底する。

(イ) 農薬の保管管理等の徹底

農薬の用途外使用等、誤った取扱いによる事故の発生を防止するため、「農薬の保管管理等の徹底について」（平成13年10月10日付け13生産第5344号農林水産省生産局長通知）等に基づき販売者、農業者等に正しい保管管理の方法等について徹底する。

(ウ) 使用残農薬、空容器の適正処理

やむを得ず使用残農薬が生じた場合や使用後の農薬の空容器は、廃棄物処理業者への処理の委託等により環境に影響が生じないよう適切に処理するよう徹底する。また、使用残農薬及び空容器の適正処理を推進するため、都道府県の指導の下、農業団体等が中心となって、製造・流通販売に携わる者も含め、組織的な回収・処理の仕組みの構築を図る。

<関連情報>

農林水産省HP「農薬コーナー」

(<http://www.maff.go.jp/nouyaku/index.html>)

イ 肥料

(ア) 汚泥を原料として生産される肥料にかかる指導の徹底

汚泥を原料として生産される肥料については、農林水産大臣の登録を受けずに生産・譲渡を行う事例や有害成分の許容量を超過する事例等が後を絶たない。

このため、「汚泥を原料として生産される肥料にかかる指導の徹底について」（平成19年5月7日付け19消安第897号農林水産省消費・安全局長通知）により、都道府県においては、管内の汚泥を原料とした肥料を生産する事業者に対し、生産・譲渡に当たっては肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく登録を受けるとともに、公定規格に定められた有害成分の許容量を超過しないよう指導を徹底する。

(イ) BSEまん延防止のためのリスク管理措置の徹底

肉骨粉等を原料とする肥料は、牛の飼料へ誤用・流用を防止し、BSEの感染の遮断に万全を期す観点から、平成13年10月に肥料製造関係業界に対して、「肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年10月1日付け13生畜第3388号生産局長・水産庁長官連名通知）により、肥料利用の停止を要請した。その後、科学的な見地から安全性が確認されたものについては、順次、その製造・出荷の停止が解除されている。

また、肥料利用の停止を解除した肥料を含め動物由来たんぱく質を原料とする肥

料については、「家畜の口に入らないところで保管・使用して下さい。」との表示が義務付けられている。

このため、都道府県、地方農政局等は生産者団体等と連携して、農業者に対し、これら肥料の表示事項等に留意するとともに、動物由来たんぱく質を含む肥料の使用に当たっては、誤って牛の口に入ることがないようにその保管・施用場所に十分留意することについて徹底する。

(ウ) 完熟たい肥の利用による微生物汚染の防止

生鮮野菜の生産においてたい肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、完熟たい肥（切り返しを適切に行い、熟成期間も十分取る等、病原微生物が死滅するまで十分発酵させたたい肥）を用いるよう徹底する。

(エ) 肥料効果のない資材の肥料への混入の防止

ニームオイル（インドセンダン種子抽出物）のような肥料効果が認められていない資材を肥料に混入して販売する事例が散見されるが、これは、肥料の品質を不当に低下させ、肥料の利用者に不利益をもたらす行為である。

このため、都道府県においては、知事登録の普通肥料又は特殊肥料を生産する業者に対し、ニームオイル等の肥料効果が認められない資材を肥料に混入しないよう指導を徹底する。

(オ) 牛ふんたい肥の大量施用による農作物の生育障害の防止

輸入粗飼料に国内登録の実績が無い除草剤であるクロピラリドが残留し、その粗飼料を与えられた牛のふん尿を原料とするたい肥を慣行に比べて多量に施用した生産ほ場でトマト、ミニトマト等に生育障害が発生している。

このため、地方農政局、都道府県は「牛ふんたい肥の施用によるトマト及びミニトマトの生育障害発生への対応」（平成17年11月25日付け17生産第4619号消費・安全局長・生産局長連名通知）に基づき、たい肥製造・販売業者に対して、輸入粗飼料が給与された牛のふん尿を原料としたたい肥を、通常のたい肥の用量を超えて施用することが明らかな農家に販売する場合には、クロピラリドによる生育障害のおそれがないことがあらかじめ確認されたたい肥を販売するよう指導する。

<関連情報>

農林水産省HP「肥料」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/index.html)

2 畜産物の安全性の向上

(1) 生産段階における衛生管理の充実・強化

ア 生産段階における衛生管理の充実・強化

畜産物の安全を確保するため、生産段階において、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止、飼養衛生管理水準の向上を図ることが重要である。このため、農業者自らが、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく「飼養衛生管理基

準」（「家畜の所有者が飼養に係る衛生管理の方法に関して遵守すべき基準」をいう。以下同じ。）を遵守し、消毒の励行、野生動物や害虫の侵入防止、異常家畜の早期発見・早期通報等を実行し、指導を徹底する。

また、我が国の畜産物の安全性の一層の向上のため、HACCP方式の考え方を取り入れた飼養衛生管理（いわゆる農場HACCP）を家畜の生産段階に普及していくことが重要である。このため、家畜保健衛生所、畜産関係団体、獣医師会等の地域の関係機関が、「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」（平成14年9月農林水産省）等を参考にしながら、各農場に対して飼養する家畜の種類や生産形態等に応じた工程毎の管理、モニタリング、記録文書等に関するマニュアルの策定を支援する。

また、「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場HACCP認証基準）」（平成21年8月農林水産省）を活用した農場HACCPの導入を指導する農場指導員の養成等を行うことにより、農場HACCPの取組の普及を加速させる。

イ 正確な情報提供の推進

行政機関が中心となって、農業者、消費者、関係事業者との間で、平常時からの確かな情報及び意見の交換を行うことが重要である。万一、BSEや高病原性鳥インフルエンザのような重大な伝染性疾病が発生した場合などにおいては、「特定家畜伝染病防疫指針」等に沿った防疫措置を的確に実施するとともに、社会的に大きな混乱を招くことがないように行政機関、畜産関係団体が連携しながら、消費者等に対し、疾病の特徴や食品としての安全性との関係等について、正確でわかりやすい情報を迅速に提供する。

(2) 飼料・飼料添加物及び動物用医薬品の適正な使用・管理の徹底等

飼料・飼料添加物及び動物用医薬品が適正に使用されなかった場合、直ちに食品の安全に問題が生じうることを十分に認識するよう徹底して周知する。

また、食品の安全に影響を及ぼす事態が明らかとなった場合には、速やかに国と情報を共有するとともに、食品衛生部局等と連携して、迅速かつ適切な対応を行う。

ア 飼料・飼料添加物

飼料及び飼料添加物を原因とする有害物質による畜産物の汚染や家畜等への被害を防止するため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく飼料等の使用方法の基準や成分規格等を遵守し、飼料の表示等に従った適正な飼料給与が行われるよう周知徹底する。

また、畜産物が有害物質に汚染されていることが明らかとなった場合には、原因の究明及び当該飼料の流通防止等の措置を迅速に行う必要がある。そのためには、飼料の給与等の使用実態の把握が不可欠であることから、飼料等の使用後は当該飼料の使用年月日、譲り受けた相手方の氏名等の情報について帳簿への記載などを行うとともに、各畜種毎に定められた期間（ブロイラー：2年、採卵鶏：5年、豚：2年、牛：8年）、当該記録を保存するよう畜産農家に対して周知徹底する。

一方、低・未利用資源の飼料利用に当たっては、有害な物質を含まないこと等に留意し、安全の確保と品質の改善が図られるよう徹底する。特に、「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」（平成18年8月30日付け18消安第6074号消費・安全局長通知）に従った異物等の分別や病原微生物汚染対策としての加熱処理、品質管理及び記録の保存等を行うよう周知徹底する。

また、飼料等への有害物質混入防止対策について、「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン」（平成20年3月10日付け19消安第14006号消費・安全局長通知）に則った対応がなされるよう周知徹底する。さらに、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律35号）に基づき、飼料中の残留基準値が設定された農薬については、普及指導センター、病虫害防除所等と試験研究機関が連携して、当該基準値を超過しないよう適正な農薬使用を周知徹底する。

<関連情報>

農林水産省HP「飼料等への有害物質混入防止のための対応」

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/yugai.html>)

農林水産省HP「飼料の安全関係」

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/>)

イ 動物用医薬品

動物用医薬品については、国及び都道府県の薬事監視員による監視指導を通じて、獣医師による要指示医薬品の適正な指示書の発行や、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）の遵守等を徹底する。特に、容器又は被包に製造販売業者の氏名等が記載されていない医薬品（未承認の医薬品）を農家が使用した場合、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の3に抵触する旨を周知徹底する。

<関連情報>

農林水産省動物医薬品検査所HP

(<http://www.maff.go.jp/nval/>)